

# 仕 様 書

1 契約件名 書架一式賃貸借契約

2 借入物品及び契約の内容

- (1)借入物品 複柱複式スチール書架 一式
- (2)数 量 34 台（2 連・7 段）
- (3)調達の範囲 借入物品及びその設置に必要な部材、搬入、組立・設置、調整を含む。
- (4)配置・形状 配置及び形状等は、別紙「設置計画図」を参照すること。
- (5)賃貸借期間 令和 6 年 11 月 15 日から令和 8 年 5 月 31 日まで

3 設置場所

愛媛県松山市大可賀 2 丁目 1-28

アイテムえひめ（愛媛国際貿易センター） 3 階 スカイホール

4 設置期限

上記 2（5）の賃貸借期間の初日までに、借入物品を納入し、使用可能な状態に調整した上で、発注者の使用に供すること。

5 借入物品に備えるべき技術的要件

借入物品に係る性能・機能及び技術等の要求要件は、以下に示すとおりであり、書架の主要鋼材、部品等はすべて JIS 規格品相当以上とすること。

(1)棚部

ア 書架本体は、JIS S 1039（書架・物品棚）に準拠した製品であること。

イ 棚部は、支柱・棚板・棚受・天板・台枠及び各連結部材等により構成されている複柱複式鋼製書架（連数 2 連・有効段数 7 段）であること。

ウ 棚構造は、長時間の使用に耐えられるよう、歪み、がた等が生じない耐震性のある一体構造であること。

エ 支柱は、25mm ピッチ程度で掛け孔があいており、容易に棚板の上げ下げが可能であること。

オ 棚板の有効奥行寸法は、D220mm 程度（縦置き B5 判ファイル対応）であること。

カ 1 連の幅は、柱芯々 900mm 程度であること。

キ 棚板 1 枚（段）当たりの最大積載質量は、40kg 以上であること。

ク 棚の各段に背受を設けることとし、上から 1 段目と 2 段目の棚には、地震発生時に資料の落下を軽減する機能（一定程度の地震の揺れにより作動する傾斜棚や感震式の

落下防止バーなど) を設けること。

## (2) 安全性

ア 各書架の上部に転倒防止つなぎ(天つなぎ)を有すること。転倒防止つなぎ(天つなぎ)は、各書架の上部を連結し、地震によって振幅が広がる上部の揺れを抑え、棚本体のねじれを防止する効果を発揮すること。

イ 上記アの転倒防止つなぎについて、施設壁面又は床面への固定は不可とする。

## (3) 塗装

ア 塗装面は、平滑で塗膜の厚さ・光沢・色調が均一で、塗りムラや垂れ等の不備がないこと。

イ ホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆相当の規定値以下の塗料を使用すること。

ウ 塗装色は、各社標準色とし、色見本(カタログ含む)を提出のうえ、発注者の承諾を得ること。

## 6 搬入・設置

(1) 作業の実施に際して、物品及び建物施設等を損傷しないよう十分注意し養生すること。  
なお、損傷を与えた場合には、受注者の責任において弁償もしくは原状に回復すること。

(2) 原則として組み立ては、ボルト・ナット等を使用し、容易に解体及び再組立ができる構造とすること。また、現場施工期間は火気厳禁とする。

(3) 設置作業等で発生した部材梱包材や養生材等は、受注者が責任をもって回収すること。

(4) 設置作業後は、塵埃等が残らないよう床を清掃すること。

(5) 書架の据付、調整は受注者が実施し、正常に使用できることを確認すること。

(6) 受注者は、作業の実施に当たっては必要な関係法令を遵守し、第三者のほか受注者の従業員及び発注者の職員等の安全確保に万全を期するとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期すること。なお、災害及び事故が発生した場合は、速やかにその内容を発注者に報告し、指示を受けること。

## 7 指揮監督

受注者は、作業従事者に対する指揮監督を行う業務責任者を置くこと。発注者は、本作業の実施にあたる連絡調整は業務責任者との間で行うこととし、業務責任者は、発注者の指示等を確実に全作業従事者に伝えるとともに、その責任において作業従事者の指揮監督及び作業を行うこと。

## 8 賃貸借期間満了時における借入物品の取り扱い

受注者は、発注者が賃貸借契約書記載の賃貸借期間終了まで契約を継続し、かつ当該

契約書に基づく受注者に対する債務を全て履行した場合、現状のまま、借入物品の所有権を無償で発注者に譲渡するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

## 9 その他

- (1) 受注者は作業を円滑に実施するため、契約締結後速やかに発注者と協議の上、詳細な作業日程表を提出し、作業実施手順を打合せること。
- (2) 受注者は、作業の内容及び不測の事態もしくは事故が発生した場合には、速やかにその内容等を発注者に報告し、指示に従い解決を図り、その経過を報告すること。
- (3) 受注者は、借入物品の設置後、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、自らの負担において当該物品を修補し、又は代品を速やかに設置すること。
- (4) 本契約を遂行する上で役務内容、仕様もしくは条件に疑問点や変更が生じた場合、または仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と発注者で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。

